

# 公益社団法人北海道社会福祉士会における協定締結に関する規程

規程第 37 号

制定 平成 29 年 10 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 本要綱は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）が、本会定款に定める事業の遂行に際して、道内の関係各機関等と、双方が有益となる協定を締結するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(協定の種類)

第 2 条 協定の種類は、次の種類とする。なお、具体的な実施方法等については、必要に応じ覚書を定めるものとする。

(1) 本部協定 道民の福祉向上に資するものであり、本会と各関係機関等の双方に有益であるもの。

(2) 支部協定 道民の福祉向上に資するものであり、本会の特定の地区支部、或いは複数の地区支部と各関係機関等の双方に有益であるもの。

(本部協定の締結手続き)

第 3 条 本部協定を締結しようとするときは、起案者が事前に締結計画、協定書及び必要に応じた覚書（以下「協定書等」という。）の文案を、本会企画総務委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

2 委員会は、前項で諮られた協定書等文案の内容を第 1 条の趣旨に叶うかなどを含めて検討協議し、承認された場合に、委員長により本会理事会へ諮るものとする。

(支部協定の締結手続き)

第 4 条 支部協定を締結しようとするときは、事前に締結計画書を委員会に提出するものとする。

2 協定書及び覚書は、当該支部の役員会で承認を得た上で締結し、締結後、委員会に報告するものとする。

3 報告を受けた後、委員会委員長は、直近の理事会にて報告するものとする。

4 支部協定の内容又は効力が当該支部外にも及ぶ場合には、関係する支部と事前に協議をし、承認を得た上で締結する。なお、関係する支部と連盟で協定を

締結する場合は、主管する支部を予め定めるものとする。

(協定の有効期限)

第5条 協定書及び覚書には、原則として有効期限を付さなければならないものとし、必要と認める場合は、所定の手続きを経て更新することができるものとする。

(.協定書の署名者)

第6条 本部協定は、原則として、会長が署名するものとする。

2 支部協定は、支部長が署名するものとする。ただし、特に必要があると認める場合は、会長と支部長が連名で署名することができるものとする。

(その他)

第7条 この要項の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成29年10月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。